

## 平成25年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

平成25年12月17日（火）午前9時開議

- 日程第 1 報告 議会改革の推進についての審査、調査及び研究結果について  
日程第 2 発議第 3号 板倉町議会基本条例の制定について  
日程第 3 発議第 4号 板倉町議会委員会条例の一部改正について  
日程第 4 発議第 5号 板倉町議会会議規則の一部改正について  
日程第 5 常任委員の選任  
日程第 6 議会運営委員の選任  
日程第 7 閉会中の継続調査・審査について
- 

### ○出席議員（11名）

2番	今村好市君	3番	荒井英世君
4番	川野辺達也君	5番	延山宗一君
6番	小森谷幸雄君	7番	黒野一郎君
8番	市川初江さん	9番	青木秀夫君
10番	秋山豊子さん	11番	荻野美友君
12番	野中嘉之君		

### ○欠席議員（1名）

1番 森田義昭君

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原実君
教育長	鈴木優君
総務課長	中里重義君
企画財政課長	小嶋栄君
戸籍税務課長	長谷川健一君
環境水道課長	荻野恭司君
福祉課長	小野田博基君
健康介護課長	落合均君
産業振興課長	山口秀雄君
都市建設課長	鈴木渡君
会計管理者	荒井利和君

教育委員会 事務局 会長	根 岸 一 仁 君
農業委員会 事務局 会長	山 口 秀 雄 君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	小 野 田 吉 一
庶務議事係 長	伊 藤 泰 年
行政安全係 長兼 議事事務局 書記	根 岸 光 男

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(野中嘉之君) おはようございます。

本日は今定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○議長(野中嘉之君) それでは、諸般の報告をいたします。

議会改革特別委員会委員長より、議会改革の推進についての審査、調査及び研究結果の報告がありましたので、写しを配付してありますので、ご了承願います。

これより日程に従いまして議事を進めます。

---

○報告 議会改革の推進についての審査、調査及び研究結果について

○議長(野中嘉之君) 日程第1、報告 議会改革の推進についての審査、調査及び研究結果について、議会改革特別委員会委員長の小森谷幸雄君より報告があります。

委員長、小森谷幸雄君。

[議会改革特別委員長(小森谷幸雄君)登壇]

○議会改革特別委員長(小森谷幸雄君) おはようございます。それでは、議会改革の推進についての審査、調査及び研究結果についてご報告申し上げます。

私たちは、平成23年6月定例会において、議員全員が委員となり、議会改革の推進についての審査、調査及び研究を目的に議会改革特別委員会を設置しました。以後、議会に関する改革のための見直し、検討を進めてまいりました。特別委員会の下部組織として平成24年1月に作業部会を設け、作業部会で協議検討した改革項目を特別委員会に諮り、委員会で議論し、一つ一つ積み上げてまいりました。作業部会は月2回、委員会は月1回という手順で進めてまいりました。

改革項目としては、大きく分類しますと、1、町民と議会の関係、2、議会と町長(執行部)との関係、3、議会の組織に関するもの、4、議会の運営及び機能に関するもの、5、議会の専門性に関するものがございます。その中で46の項目について検討してまいりました。

町民と議会の関係につきましては、平成24年6月から7月にかけて、議会に関するアンケート調査を実施させていただきました。多くの町民からいただいたアンケート調査の結果を踏まえての検討も行いました。まず、議会だよりの掲載内容については、賛否の分かれた議案については議員の賛否を掲載することといたしました。あるいは、議会ホームページの充実では、新たに新庁舎となりましたら、定例会のテレビ中継やネット配信などの導入も検討することといたしました。また、議会の傍聴者への対応としましては、町広報紙への定例会の日程や、一般質問者の質問要旨及び質問時間を町広報紙に掲載し、多くの傍聴をいただけるよう努めてまいりました。これにつきましては、前倒しで実施しております。同時に、議案書等については、傍聴者にも議員と同じ資料を用意しております。そして、開かれた議会を目指すために、年1回議会報告会、また必要に応じて町民及び各種団体との懇談会を開催することも決定しております。

次に、議会と町長(執行部)との関係でございますが、執行部側では毎年度事業評価を行っておりますが、

議会も事業評価を行ってまいります。私たちは町民目線で評価を行い、執行部に意見・提言を申し入れることにより、真に町民が欲するサービスにつながるものと考えております。この事業評価については、毎月定例で行っていくことに決定しております。

次に、議会の組織及び構成につきましては、議員定数はこれまでに削減されており、現在の議員定数は12名であります。どこの自治体も議員数が削減される中で、住民の声が反映されないのではないかとという危惧さえ出ております。私たちは、この12名を維持し、議会としての機能を十分に発揮していくこととしております。

次に、議会の運営及び機能につきましては、特に議会の開催日程や一般質問者に関しては町広報紙でお知らせすることを前倒しで行っております。多くの傍聴者があることを願っております。また、町執行部側への対応といたしまして、質問趣旨確認の権限を与えることになりました。より議論を深めるためのものがございます。また、町の重要施策等については、議員間討議を行い議会の合意形成に努めることといたしました。議員個々の意見ではなく、議会としての意見を集約することとしております。また、予算・決算常任委員会を新たに設置して、事務事業評価を基本として、予算・決算の審査を初め、議会から政策提言等ができるように努力してまいります。

最後に、議会の専門性についてであります。町が抱える重要課題や施策についてスピーディーに対応するため、先進地の視察研修は必須なものであり、議会からの政策提言や政策立案等の能力向上に努めることといたしました。

以上が主な活性化に向けた検討内容であります。これらを踏まえ、委員会条例、会議規則、議員申し合わせ、議会運営基準等についても見直しを行いました。私たちのこれからの議会活動及び議員活動は、板倉町議会基本条例及び基本条例運用基準に明記し、議会としての機能を十分に発揮してまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、報告といたします。議員各位並びに議会事務局の職員の方には大変お世話になりました。ありがとうございます。

終わります。

○議長（野中嘉之君） 以上で報告を終わります。

---

### ○発議第3号 板倉町議会基本条例の制定について

○議長（野中嘉之君） 日程第2、発議第3号 板倉町議会基本条例の制定についてを議題とし、提出者からの趣旨説明を求めます。

提出者、秋山豊子さん。

[10番（秋山豊子さん）登壇]

○10番（秋山豊子さん） おはようございます。それでは、発議第3号 板倉町議会基本条例の制定についてご説明申し上げます。

先ほどの議会改革特別委員会の小森谷委員長から検討結果の報告がありましたように、議会改革の集大成として、また今後私たち板倉町議会及び議員が議会活動をしていく指針となる条例でございます。

この条例は、前文にありますように、議会が町民の意思を代弁する責務を負っていることから、行政の監

視機関、意思決定及び立法機関としての役割と責務を果たそうとするものです。地方分権時代を迎え、自治体の自己責任と自己決定の範囲が拡大する中で、議会としての使命を達成するために、議会及び議員の活動原則をこの条例で定め、最良の意思決定を行うことにより、町民生活の安全・安心と町民福祉の向上に努めるものであります。

あわせて、板倉町議会は公正性と透明性の確保、積極的な情報の公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間討議の展開、議員の資質の向上、議会活動を支える体制の整備などを定めることによって、町民に開かれた議会、町民参加を推進する議会、町民に身近で信頼される議会を目指し、町民との協働のもと、板倉町のまちづくりを推進するものであります。

条例については、第1章から第9章となっており、第1章では総則で目的を定めております。

第2章では、議会の活動原則を定めておりまして、町政の運営状況の監視と町が実施する事業の評価を行ってまいります。

第3章では、議員の活動原則を定めておりまして、町政全般の課題と町民の意見を把握し、みずからの資質の向上に努め、町民生活向上のための活動をしてまいります。

第4章では、町民と議会の関係について定めておりまして、議会は全ての会議を原則公開とするほか、議会活動に関する情報を積極的に公開し、説明責任を果たしてまいります。また、町民との情報交換及び議会報告会の開催を定めております。

第5章では、議会と町長（執行部）との関係について定めておりまして、議会へ提案する重要な政策については、十分な説明資料を添えて説明することや、町長が策定する町政全般にわたる中長期の重要な計画については、議会においてもともに責任を担うという意味で、議会の議決事件とすることといたしました。また、質問・質疑に関しましては、町長側に反問権まではないのですが、質問の趣旨確認権を与えることといたしました。

第6章では、議会の機能強化について定めておりまして、議員間討議を尽くし、重要な政策あるいは課題について、議員間討議を行い合意形成に努めます。そして、必要あらば町長に対して政策提言を行います。また、議員研修においては、町が抱える大きな課題及び政策等を調査研究し、課題解決に努めます。議会広報については、公正性及び透明性を持って、町民に信頼ある議会を築いてまいります。

第7章では、議会事務局の体制整備について定めておりまして、議会の監視、調査機能及び政策提言等の能力向上のための補助として、事務局の充実強化に努めてまいります。

第8章では、議員の政治倫理、身分及び待遇について定めておりまして、議員は選挙で選ばれた町民の代表として、常に倫理性を自覚し、品位の保持に努めてまいります。議員定数に関しましては、これまでも削減してまいりましたので、現状の12名を維持し、町民の負託に応えるべき活動を強化してまいります。

第9章では、最高規範性と見直し手続について定めておりまして、この条例が議会運営における最高規範であることと、必要に応じて条例の目的が達成されているかどうかの検証と見直しを講じてまいります。

なお、附則といたしまして、この条例は26年1月1日より施行します。

以上、説明を終わりますが、議員皆様にはご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 9番、青木です。

先ほど小森谷委員長から、また提案者の秋山委員長から提案理由の説明がありました。先ほどの説明にもありましたように、議会改革の取り組みに関する審議回数とかは、確かに何回も行われたわけですが、私はその中にも一員で参加しておったわけで、たびたびいろいろそれに対して意見も述べてきましたが、その審議の過程で誰が主催者なのか、誰が発案者なのか、そういった問題が非常に見えず、何か一方通行に、壁にボール当てて返ってくるような、テニスのように行ったり来たりの意見交換がほとんどなかったと私は記憶しております。

そこで、今の議会は、執行部の同意機関とか、あるいは追認機関だとかいう批判から、議会不要論とか、あるいは無用論という極端な意見までいろいろな批判の声が上がっておるわけです。そういう批判をかわすという意味もあってか、各議会が本来の目的、機能を果たすための議会はどうあるべきか、あるいはどうすべきかという方策を考える議会が出てきて、この議会改革という名のもとに議会改革基本条例が制定し始めたのだと思うのです。それに倣って、議会基本条例の制定の動きが全国的に広がり、既にもう200以上、今や恐らく数百の議会が、流行に乗り遅れまいと議会基本条例の制定に取り組んでいるようです。その中の幾つかの基本条例を見ますと、内容はいずれも地方自治法の解釈、運用の範囲内を出ていず、非常に抽象的で理念型の基本条例と感じております。

このたび上程された板倉町の基本条例も、それと似たり寄ったりと言ってよいかと思えます。前文には、議会の役割と責任は、行政の監視、意思決定及び立法を果たすことが使命であるとされています。そして、その使命を達成するためには、議会議員の活動原則、最良の意思決定を行うことにより、町民生活の安全・安心、町民福祉の向上に努めるとあるのですが、その内容を実現させる具体的な条文が、極めて貧弱で見劣りすると感じております。多分この条例の大もとといえますか、原形をつくったのは、どこかの行政サイドの公務員がつくったものと思われま。極めて行政サイドには、義務、責任が軽くなっている条例のように見受けま。

基本条例の中核は、前文にもありますように、何といたっても執行部と議会の関係を活性化させるということが最大の目的であると思うのです。ところが、執行部と議会の関係が、議会と町民の関係に何か重点が置きかえられているように感じるわけです。いわゆる直接民主主義が望ましいということで、直接民主主義が非常に重視されている条文になっております。確かに直接民主主義は望ましいのは当たり前のことですが、これは物理的に実行不可能であるから、どのような社会においても代議制といえますか、間接民主主義が効率的であるということで、これを取り入れているはず。この直接民主主義に関するものも、現在でも陳情だとか、あるいは請願だとか、あるいは住民投票とか、あるいは4年に1回の選挙とか、そういう形で民意を反映する制度はいろいろあるわけで、絵に描いたようなことを条文に組み込んでも、これはなかなか実現不可能で、絵に描いた餅ということにもなりかねないと思うのです。

そこで、議会活性化の中核、根幹は、執行部と議会の関係のはずです。それに関する条文について幾つか伺いたいと思えますけれども、執行部と議会の関係の中の、条文でいくと5条とか6条、7条をどう読み取っても抽象的で、活性化という名に値するような具体的な事項が示されていない。また、その内容をもう少し詳しく規定した議会基本条例運用基準にも、6条、7条に関する部分は、ほとんど具体的基準が示されて

おりません。

具体的に伺います。6条をよく見てください。この6条の中に、議会に提案する重要な政策についてはということが載っておりますけれども、重要な政策を提案するに当たっての、重要な政策を決定するのは誰が、いつ、どの時点で決定して議会に示されるとか、具体的な基準が明示されていない。どのようにこれ運用されたらいいのか伺いたいと思うのです、具体的に。

○議長（野中嘉之君） 提出者、秋山豊子さん。

[10番（秋山豊子さん）登壇]

○10番（秋山豊子さん） ただいま青木議員が申されましたが、総じて今回の議会基本条例につきましては、12名の全議員で議論いたしました。そして、本日の提出となったわけでございます。ただいまいろいろと出ておりましたけれども、必要に応じて修正を加え、基本条例になりきれていないところは12名の議員全員で今後も誠実に取り組んでまいりたい、そのように思っておりますので、何とぞご理解いただきたい。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 例えば重要な政策について決定する基準、あるいはそれを議会に示す時期、そういったものなどを具体的に示されないと、運用は絵に描いた餅であって、何をやるのかわからないということになると、改革の名が泣くということにもなると思うのです。板倉町におきましても、重要な政策については国に倣ってか、審議会とか、あるいは検討委員会とか諮問会議と称するようなものがつくられて、その審議が優先されて、議会はそれの何か追認機関というか、下請機関みたいになっている。いずれも同じようなのですけれども、そういう審議会とか検討会とか議会との関係などがどう運用されていくのか、この条例からは全く見られない。

重要なもの、例えば最近では庁舎建設の土地検討委員会とか、あるいは例えば一昔前には季楽里の設置とか、あるいは保育園の設置とか、あるいは館林・明和・板倉のごみ焼却場の建設など、皆検討委員会でされたものが、町の議員も1人や2人参加しているわけですがけれども、決まった後議会に提案されるというのが実態で、皆国においても大きな話でいえば中央教育審議会だとか中央医療審議会とか、いろいろなもので大体決定したものが国会に回ってきて、国会も同意機関にまで成り下がっているとまで言われておるわけなのです。そういうことであるならば、地方議会からそういうものを改善していくというか、改めていくのはできるのではないかと。結局そういうことが、議会軽視という声になってきているのだと思うのです。

その辺の関係について、どのように今後運用されるのか。この条例の中から見えないのですけれども、提案者が今日5人おりますので、どなたかお答えいただける方があったらお答えいただきたいと思うのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 提出者、秋山豊子さん。

[10番（秋山豊子さん）登壇]

○10番（秋山豊子さん） ただいま青木議員からいろいろお話がありましたけれども、今回の基本条例の議会改革特別委員会におきましては、青木議員も積極的にいろんな条例に関しての提言とか提案などしてきた経緯を私たちも見、聞いておりますので、出尽くしたと、全部を出尽くしたとは言えませんが、これから必要に応じて見直して、そして完成に持っていこうという、そういう委員長の報告でもありましたし、

私の提案の理由というか、そういうのもありました。その辺を委員会に所属している旨、青木議員としてもその経緯はわかっていらっしゃると思いますので、その辺は十分ご理解をお願いしたいという、そういう思いでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） どの基本条例も、みんな理念型で似たり寄ったり、どこかのをコピーしてつくったからいたし方ないのしょうけれども、議会活性化というのは、何といても根幹になるところは執行部と議会との関係を活性化させるということだと思っております。これは誰でもそう思っていると思うのです。ところが、この条文が何か、それがすりかえられて、議会と住民、町民との関係というところが、やたら詳しく細かく規定されていると。例えば4条の部分についてなどは、かなり詳しく運用基準も細かく載っておるわけです。

このように私は何度も提案してきたのですけれども、5条とか6条とか7条も、これをもうちょっと肉づけて、具体的な事項をもっと明記して、そしてこれをまた運用基準にももっと詳しくつくっていくことが今後の課題かと思うのです。この基本条例の前文とか目的には、ちゃんと議会活性化の趣旨が載っておるのですけれども、その活性化のための基本事項とか活動原則になると、それが不明確、具体性を欠いていることなので、今後活性化の目的を達成するためには、この文言では不十分だと思うので、ぜひ今後速やかに、できるところから改善していくことを提案したいし、お願いしたいと思うのですけれども、提案者からまたお答えいただきたいのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 提出者、秋山豊子さん。

[10番（秋山豊子さん）登壇]

○10番（秋山豊子さん） 私も、先ほども申しましたように、これが全てではないと思っておりますので、ただいま青木議員のおっしゃったことに対して、これからも12名の議員全員で積み重ねてまいりたい。そして、本当に板倉町の議会基本条例はすごいと言われるような、そういう基本条例としていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより発議第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。



○発議第4号 板倉町議会委員会条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第3、発議第4号 板倉町議会委員会条例の一部改正についてを議題とし、提出者からの趣旨説明を求めます。

提出者、秋山豊子さん。

[10番（秋山豊子さん）登壇]

○10番（秋山豊子さん） それでは、発議第4号 板倉町議会委員会条例の一部改正についてご説明させていただきます。

今回の委員会条例の一部を改正する条例につきましては、議会改革を検討してまいった結果、先ほどの議会基本条例制定の提案理由にもありましたように、議会でも事業評価を実施していくことを定めておりまして、事業の評価は予算にも反映されなければなりません。その活動の場として、新たに予算決算常任委員会を設置するものでございます。委員の定数は12人とし、議員全員といたします。所管事務といたしましては、予算に関する事項、決算に関する事項、事務事業の評価に関する事項、政策立案及び提言に関する事項、その他必要と認める事項でございます。

また、予算決算常任委員会が設置されたことにより、議会運営委員会の委員の定数を平成27年4月30日までは7人とするものでございます。

さらに、開かれた議会を実践するために、委員会におきましても、本会議と同様に原則公開とするものでございます。

また、議員相互の自由討議を中心とした運営に努め、出席した町長等は議員の質問に対する趣旨確認をできることとしております。

なお、附則といたしまして、この条例中第1条の規定は平成26年1月1日から、第2条は平成27年5月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより発議第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

---

○発議第5号 板倉町議会会議規則の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第4、発議第5号 板倉町議会会議規則の一部改正についてを議題とし、提出者からの趣旨説明を求めます。

提出者、秋山豊子さん。

[10番（秋山豊子さん）登壇]

○10番（秋山豊子さん） それでは、発議第5号 板倉町議会会議規則の一部改正につきましてご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、議会改革を検討してまいった結果、質疑につきましては、これまでよりわかりやすく詳細な議論を行うために、同一議題について3回であったものを一問一答方式により60分行えることといたしました。

また、一般質問につきましては、これまで一括質問方式と一問一答方式のいずれかを選択することとしておりましたが、最近では一括質問方式の実績がなく、一問一答方式のほうが質問者と答弁者が深い議論をできることから、一問一答方式のみの採用といたしました。そして、質問時間につきましては、これまでどおり60分以内とさせていただきます。また、深い議論を行うために、町長等は議員の質問及び質疑に対する趣旨確認ができることといたしました。

条文では、第50条に新たに町長等の趣旨確認を追加させていただきました。第54条では、質疑の回数を3回までと定めておりましたが、一問一答方式により60分行えることといたしました。第60条では、一般質問は一問一答方式により質問時間は60分以内とさせていただきます。

なお、附則としまして、この規則は平成26年1月1日より施行することといたします。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより発議第5号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

---

### ○常任委員の選任

○議長（野中嘉之君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

先ほどの委員会条例の一部改正にありましたように、新たに予算決算常任委員会が設置されました。この

常任委員会の定数は12人であります。委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議員全員を指名したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、議員全員を常任委員に選任することに決定いたしました。

次に、予算決算常任委員会の正副委員長が互選され、この結果が届いておりますので、ご報告いたします。委員長に荻野美友君、副委員長に今村好市君、以上のとおりであります。

---

#### ○議会運営委員の選任

○議長（野中嘉之君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

委員会条例の一部改正により、議会運営委員会の定数が7人となりました。委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、予算決算常任委員会委員長の荻野美友君を議会運営委員に指名したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、荻野美友君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

---

#### ○閉会中の継続調査・審査について

○議長（野中嘉之君） 日程第7、閉会中の継続調査・審査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査・審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することに決定いたしました。

---

#### ○町長挨拶

○議長（野中嘉之君） 以上で、今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 12月10日から本日17日まで開催されました第4回定例会では、提案させていただきました2件の人事案件、あるいは町の新条例の制定1件、加えて上位法改正に伴う町条例の改正9件、一般会計を初めとした5件の補正予算など全議案を原案どおり可決いただきましてありがとうございます。2日目の一般質問では、6名の議員にご登壇いただき、各議員から多岐にわたって持論を展開していただきました。今後の町運営の参考にさせていただきたいと思っております。

また、ただいまは発議第3号及び第4号では、新たな常任委員会の設置が決定されたようであります。町民に開かれた議会、行政と真剣に向き合う議会の活動、この両方が目的であると私どもは見受けております。新委員長さんもお決まりになったようでございますので、委員長さんをももちろん中心に活発に活動されることをお願いし、私どもも要請があれば要請に従えるよう十分な協力もさせていただくと。これは当然のことです。今までもそういう対応をまいっております。そういう意味で、今後ともお願い申し上げたいと思います。

年の瀬ももうすぐに来ておりまして、何かと忙しさも増す暮れでございますが、ご健勝にて新年をお迎えくださいますよう祈念申し上げ、閉会に当たりお礼の挨拶といたします。

ありがとうございました。

---

#### ○閉会の宣告

○議長（野中嘉之君） 以上をもちまして平成25年第4回板倉町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時47分）